

「歩行型ロータリ除雪機による事故」(令和元年5月31日報告書公表)に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する実施状況

「歩行型ロータリ除雪機による事故」(令和元年5月31日報告書公表)における消費者安全調査委員会から経済産業省、消費者庁への意見に関し、令和2年3月時点の対応状況を踏まえ、表に示す項目(確認事項(令和2年3月))について貴省庁の御見解をお伺いします。

番号	意見(令和元年5月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和2年3月)	確認事項(令和2年5月) 消費者安全調査委員会
	1. 経済産業大臣への意見 経済産業省は、次の(1)から(3)までの取組を行うべきである。		
1	<p>(1)設計における対策の実施</p> <p>経済産業省は、現行の除雪機の安全装置に関する課題を踏まえ、使用者の負担の軽減や、操作性の改善等の観点から、安全装置が多角化された除雪機の開発を行うことを、製造業者等に対して促すべきである。その上で、使用者の買換えを促すなど、開発された除雪機の普及を図るべきである。</p> <p>また、経済産業省は、必要に応じてSSS規格の改正等を行うことを、製造業者等に対して促すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である除雪機安全協議会に対し、当省から対応を要請済み(令和元年7月4日)。</p> <p>○同協議会は、除雪機の安全について、人間工学的な観点から検討するため、専門家を招いて、協議会会員企業向けの勉強会を開催(令和元年8月29日)。</p> <p>○また、これまでに発生した事故の詳細を協議会会員企業内で共有し、事故のリスク分析を実施。</p> <p>○これを基に、現在の安全装置の課題の抽出、対応方針の検討を開始。安全装置の多角化の実現に向け、令和3年6月を目途にSSS規格の改定を行う予定。</p>	<p>○SSS規格の改定に関する検討状況と今後の予定について御教示ください。</p> <p>○デッドマンクラッチを無効化したことが原因と思われる死亡事故が、令和2年2月に北海道で発生しました。また、同月、同じく北海道で除雪機と壁の間に挟まれた死亡事故が発生しました。これらの事故は、調査委員会が調査を行った事故と同種類の事故と思われます。除雪機安全協議会では歩行型ロータリ除雪機的设计における対策への取組を進められているようですが、貴省がこの取組を推進するために行った支援等があれば御教示ください。</p>
2	<p>(2)事故情報の共有の促進</p> <p>① NITEの調査による事故情報の製造業者等への共有の充実</p> <p>経済産業省は、事故情報の製造業者等への共有が充実するよう、NITEが協議会へ参加して情報交換を行うことを促すなど、具体的な仕組みの構築を図るべきである。その際、必要に応じて警察庁及び総務省消防庁の協力を得るべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である除雪機安全協議会に対し、当省から対応を要請済み(令和元年7月4日)。</p> <p>○同協議会は、協議会会員企業、NITE及び当省が参加する事故情報交換会を開催(令和元年10月3日)。当日、NITEより、平成30年11月から平成31年3月の間に起きた事故情報について共有がなされた。</p> <p>○事故情報交換会は、継続して今後も開催予定。</p>	<p>○NITEが参加する事故情報交換会を令和元年10月3日に開催したとのことですが、除雪機安全協議会会員企業の参加状況について御教示ください。また、次回開催時期及び今後の開催頻度について御教示ください。</p>
3	<p>② 業界全体での事故情報の共有の促進</p> <p>経済産業省は、事故情報を製造業者間で共有し活用するための仕組みを協議会の内部に構築する等、必要な対策を講じることを、製造業者等に対して促すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である除雪機安全協議会に対し、当省から対応を要請済み(令和元年7月4日)。</p> <p>○同協議会会員企業間において、令和元年度より、知り得た事故情報を共有することとした。さらに、その事故情報を基に事故のリスク分析を行ったデータを総会で報告するなど、製造事業者間で共有及び活用することとした(令和2年3月10日)。</p>	<p>○令和2年2月に北海道で発生した上記2件の事故について、除雪機安全協議会内で情報共有がなされたのか、また、今後なされる予定があるのかについて御教示ください。</p>

番号	意見(令和元年5月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和2年3月)	確認事項(令和2年5月) 消費者安全調査委員会
4	<p>(3)事故リスクの周知の充実</p> <p>経済産業省は、本報告書の内容を参考に、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項の使用 者への周知を図るため、地方公共団体の協力を受けて、事故リス クの周知のために必要な取組を積極的に実施することを、製造業 者等に対して促すべきである。</p>	<p>○製造事業者の業界団体である除雪機安全協議会に対し、当省 から対応を要請済み(令和元年7月4日)。 ○同協議会は、歩行型ロータリ除雪機の事故リスクと安全な仕様 の周知を行うために、以下の取組みを行った。 ①歩行型ロータリ除雪機の安全啓発動画を作成し、同協議会HPに 掲載した(令和元年10月25日)。また、広島県北広島町からの要請 に基づき、動画データを提供し、ローカルテレビで放映された(令和 元年12月7日 他4回放映)。 ②安全啓発チラシを6万部作成し、同協議会HPに掲載した(令和元 年9月2日)。また、同協議会会員企業や積雪地域の道府県(24箇 所)、市町村(731箇所)、報道関係(34箇所)への配布を行った(令 和元年11月6日)。 ③山形県からの要請に基づき、同県が主催する雪害事故防止連 絡会議へ参加し、安全な使用に関する説明を行った(令和元年12 月23日)。さらに、国土交通省主催のイベント(令和元年11月1日、 令和2年1月14日)に資料提供を行うとともに、農業機械関係の展 示会(令和元年8月30日、10月30日)において、安全啓発活動(チ ラシ配布など)を行った。 ④個別に問い合わせがあった自治体・企業に対して、動画やチラシ のデータ提供を行った(動画4件、チラシ6件)。</p>	<p>○デッドマンクラッチを無効化したことが原因と思われる死亡事故 等の原因について、当該事業者や除雪機安全協議会はどのように 捉えており、今後、これらの情報や解析結果をどのように利活用さ れていられるのか、御教示ください。</p> <p>○除雪機安全協議会により、事故リスク等の周知のための様々な 取組が実施されているにもかかわらず、上記2件の死亡事故が発 生しました。使用者の行動変容につなげるため、事故リスク等の周 知について貴省が除雪機安全協議会に対して追加で行った、また は今後行うことを予定されている要請がありましたら、その内容を 御教示ください。</p>
	<p>2. 消費者庁長官への意見 消費者庁は、次の(1)(2)の取組を行うべきである。</p>		
5	<p>(1)事故情報の収集の促進</p> <p>消費者庁は、必要に応じて警察庁及び総務省消防庁の協力を得 つつ、除雪機による事故の発生が網羅的に把握されるよう、必要な 対策を講じるべきである。</p>	<p>○消費者事故等について、既に消費者安全法等の規定により消費 者庁に一元的に集約される枠組みが整備されているところ、その 実効性が確保されるよう、消費者安全情報総括官制度を活用した 情報交換や、担当部局との意見交換を随時実施している。</p>	<p>○消費者安全調査委員会が、降雪量の多い地方公共団体の協力 の下、独自に収集した事故情報の多くが、消費者庁に通知・報告さ れていませんでした。事故情報が消費者庁に確実に通知・報告さ れるために取られた方策等があれば、御教示ください。</p> <p>○デッドマンクラッチを無効化したことが原因と思われる死亡事故 が、令和2年2月に北海道で発生しました。また、同月、同じく北海 道で除雪機と壁の間に挟まれた死亡事故が発生しました。注意喚 起されていたにもかかわらず、調査委員会が調査を行なった事 故と同種類事故が発生したことになりますが、それぞれの場 合について注意喚起は届いていたのか、届いていなかったよう であれば届くための、また、届いていたようであれば、それが行動変 容にまでつなげるための対策を検討されたのかについて御教示く ださい。</p>

番号	意見(令和元年5月) 消費者安全調査委員会	実施状況(令和2年3月)	確認事項(令和2年5月) 消費者安全調査委員会
6	<p>(2) 事故リスクの周知の充実</p> <p>① 地方公共団体による周知の充実</p> <p>消費者庁は、地方公共団体が行う事故リスクの周知に係る取組に資するよう、本報告書の内容を踏まえ、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項を、地方公共団体に対して提供すべきである。</p>	<p>○「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書」が公表された後、令和元年11月13日付けで、事故の件数及び事例、事故防止のための注意点等をまとめたプレスリリース「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ(安全装置)の無効化による事故が目立ちますー」の公表に伴い、地方公共団体の消費者行政担当部局宛に通知を発出し、消費者への周知を依頼した。</p> <p>また、令和元年11月26日には、中央防災会議会長(内閣総理大臣)による「降積雪期における防災態勢の強化等について」の通知において、各指定行政機関の長、各指定公共機関の代表及び関係都道府県防災会議会長宛に、除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起を実施するよう依頼した。</p>	<p>○消費者安全調査委員会が行ったアンケート調査によると、除雪機の利用者は特定の地域に存在し、高齢の利用者が多い傾向にあることが分かりました。注意喚起をする上で、こういった傾向を考慮されたのか御教示ください。また、このような利用者に情報が確実に届くためになされた工夫があれば、具体的に御教示ください。</p>
7	<p>② 国の関係行政機関による周知の充実</p> <p>消費者庁は、本報告書の内容を踏まえ、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項の利用者への周知を図るため、利用者及び関係行政機関に向けて情報を提供すべきである。</p>	<p>さらに、内閣府広報誌「ぼうさい」第97号への記事の掲出及び国土交通省ウェブサイトでの紹介等、関係行政機関に向けて情報を提供しているほか、今冬の死亡事故発生を受け、令和2年3月6日にTwitterで再度注意喚起を行った。</p>	